

令和8年度大阪府立少年自然の家指定管理運営業務の評価手法等について（案）

1. 評価の手法

（1）評価について

第1回評価委員会において決定する評価票の評価項目及び評価基準に基づき、原則として第2回評価委員会の開催日の前々月末日時点における指定管理者の自己評価及び地域教育振興課の評価を記載した評価票を用いて評価を行う。なお、評価基準に具体的な数値が設定されているものについては、以下のとおり年度末までの予定数により評価を行う。

評価項目		評価数値の考え方
年間利用者数		評価時点の実績数値に、評価時点以降の利用者予定者数を加えた年間見込み数値
自主事業	事業数	評価時点で既に実施した事業数に、実施予定の事業数を加えた数値
	参加者数	評価時点で既に実施した事業の参加者数に、各実施予定事業の参加予定数（予約参加者数）を加えた数値

（2）評価基準項目の評価

項目ごとの評価は、下記のとおりS、A、B、Cの4段階で評価する。

S 優良：計画以上実施状況が認められるもの
 A 良好：計画どおりの実施状況が認められるもの
 B ほぼ良好：ほぼ計画どおりの実施状況が認められるもの
 C 要改善：計画どおりの実施が進んでいないもの

（3）評価項目に複数の評価基準があるものの評価の決定について

①（2）の評価をS（4点）A（3点）B（2点）C（1点）として点数化し、評価項目中の点数の平均値を算出する。

② ①で算出した平均値が

「S…3.5以上、A…2.5以上 3.5未満、B…1.5以上 2.5未満、C…1以上 1.5未満」
 として評価項目の評価を決定する。

【例】評価項目Ⅱで（1）はS（4点）、（2）はA（3点）、（3）はB（2点）の場合

3項目：12点満点 $4 + 3 + 2 = 9$ 点 $9 \text{点} \div 3 \text{項目} = \text{平均} 3 \text{点}$ $\Rightarrow$ 評価 A

(4) 評価基準に具体的な数値が設定されているものについて

目標値が設定されているものは、達成度に応じ下記のとおり評価する。

- | | |
|----|------------------|
| S… | 120%以上 |
| A… | 目標値の100%以上120%未満 |
| B… | 80%以上100%未満 |
| C… | 80%未満 |

(5) 年度の評価

評価項目ごとの評価を総括した年度評価は、次の4段階評価とする。

- | | |
|----|--|
| S… | 項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。 |
| A… | 項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない。 |
| B… | S・A・C以外 |
| C… | 項目ごとの評価のうちCが2割以上。又は、Cが2割未満であっても、
文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合 |

(6) 総合評価及び最終評価

「大阪府における指定管理者制度の導入及び運用について（基本的な考え方）」に基づき、施設所管課が、指定期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価や、改善指導、是正指示の状況等を踏まえた総合評価を行う。更に、指定期間の最終年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を行い、それぞれ指定管理者評価委員会に報告する。

- ・総合評価及び最終評価は、次の4段階評価とする。

- | | |
|------|---|
| I… | 評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。 |
| II… | 評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない。 |
| III… | I・II・IV以外 |
| IV… | 評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。 |

- ・総合評価がIVとなった場合には、次回の指定管理者選定時に減点措置を講じることとする。

2. 目標値の設定について

評価基準に具体的な数値が設定されているものについて、年度末までの予定数を下記の方法により設定を行う。

①	指定管理期間 1年目、2年目	- 公募時の提案内容の数値を目標値とする。 - 自主事業においては、年3～4回開催とする事業があることから、参加者数は各開催回の提案参加者人数の中央値を用いる。
②	指定管理期間 3年目以降	- 過去2年間の利用者実績を基に、公募時の提案内容の数値との整合性を確認し、その結果を踏まえて当該年度の目標値を決定する。 ①過去2年間（前年度・前々年度）の実績が提案書数値を上回る場合は、過去2年実績の平均値を目標値とする。 ②過去2年間（前年度・前々年度）の実績が提案書数値を下回る場合は、公募時の提案内容の数値を目標値とする。 - 指定管理者の責めに帰さない事情により公募時の提案内容の数値とかい離が認められる場合には、上記①及び②の目標値設定の基準に加えて、別の方法も用いて適切な目標値を再設定するものとする。

※評価項目Ⅱ－（２）公募時の提案内容のうち、「①自主事業」の⑧及び⑨並びに「②その他自主事業」の⑤、⑦及び⑧については、事業数を定量評価の対象とする。ただし、参加者人数については、これらの事業が要請に基づいて実施する自主事業であることから、定量評価の対象とはせず、関係機関との連携内容や事業の実施状況を踏まえた定性的評価とする。

※「②その他自主事業」の⑥については、公募時の提案内容に参加者人数の記載がないことから、当該年度の事業計画に記載された参加人数を提案内容とする。

3. 評価結果の活用

評価結果を踏まえ、府の対応方針を策定し、指定管理者へ指摘、提言等を行い、より良い施設運営となるよう活用していく。

なお、評価結果がC（要改善）の項目については、改善方策工程表の作成を求め、指定管理者へのヒアリング等により進捗状況を把握し改善に向けて取り組む。